

児童の健全育成に関する意見

平成6年2月16日
中央児童福祉審議会
家庭児童健全育成対策部会

急速な少子時代の到来を迎え、家庭を築き、子供を産み育てていく人々が、喜びや楽しみを感じることでできる心ゆたかな社会環境づくりが、国民全体の関心事として、児童福祉行政の目標となっている。現在、国際連合の定める「国際家族年」を契りあるものとし、積極的な福祉増進のための新たな諸施策の展開のため、すべての児童の健やかな育成を願う理念に立ち返り、児童福祉制度の見直しをすべきである。

当部会では、児童の健全育成の分野について、児童福祉法の改正も含め、次のような検討が必要であるとの意見を取りまとめ、下記の通り具申するものである。

1 放課後児童対策事業

放課後児童対策事業（児童クラブ事業）は、近年、子育て支援、就労女性支援施策の重要な柱の一つとなってきている。このような状況を踏まえ、この事業の推進を図るとともに、指導職員の資質の向上、子どもの自主性に配慮した指導内容の充実等、その環境条件の向上に努め、法的位置付けも含め検討する必要がある。

2 児童厚生施設

- (1) 児童館の機能に、次のものを加えること。
遊び等の自主的な活動の場を提供し、健康や情操を向上させることに加え、現代的課題と

しての社会道徳、創造性、思いやりの心を育てる等の、児童育成機能。

ボランティアの拠点としての、児童自身や地域住民の社会参加の促進機能。

児童クラブ、子育て相談等の拠点としての、家庭と地域の子育て支援機能。

- (2) 児童館等の設置及び運営に関して、次の事項に留意すること。

厚生省は、民間施設を含む多様な児童館の類型や設置目標等を定め、その設置を推進すること。

小学校高学年以上の年長の児童の積極的な受け入れに努め、また、地域の実情に応じた児童館の開館日、開館時間等を設定するよう努めること。

地域の各種ボランティアが、児童館活動に参加しやすい条件整備を図ること。

各児童館の名称は、地域や児童の状況にあった愛称をつけることが望ましいこと。

児童遊園は、一定の遊具を備えたスタイルのものだけではなく、自然や地域環境を生かしたもの等、多様な形態のものについても整備を推進すること。

- (3) 児童厚生員の身分及び資格に関して、次の事項に留意すること。

体系的・継続的な研修を行うことにより、児童厚生員の資質の向上を図ること。

将来的には、児童厚生員の養成課程を定める等により、その専門職化を検討すること。

3 里親制度

里親委託（措置）期間が養護施設等と異なるのは、公平を欠くものであり、他の施設と同様に委託期間を20歳まで延長できるように、児童福祉法第31条の規定を改めること。里親制度の発展の方策について、引き続き検討すること。

4 情緒障害児短期治療施設

(1) 年齢制限の撤廃

現在情緒障害児短期治療施設で最もニーズが高いものは、中学校段階の不登校児童であり、12歳以上の児童の入所が求められていることから、児童福祉法第43条の5「おおむね12歳未満」の規定を削除し、入所児童の年齢制限をなくすとともに、その処遇及び設備水準の向上を図ること。

(2) その他

同条の、「軽度の情緒障害」「短期間」「治す」の表現については、あいまいであったり、実情に即さない等の問題が指摘されるが、これらの改正には、施設のあり方全般の見直しが必要であり、他の関連施設との関係を含め、

引き続き検討すること。

情緒障害児短期治療施設の運営に関し、「外来相談・治療」部門の導入についても、引き続き検討すること。

5 教護院

(1) 教護院の目的規定等

教護院の入所児童が減少し、社会的ニーズに対応していない現状を改善するため、児童福祉法第44条の「不良行為」「虞」「教護する」等の用語及び、「教護院」の名称の変更、さらにその処遇方法の近代化等について、引き続き検討すること。

(2) 教護院への学校教育の導入

教護院長が義務教育の修了を証明するという児童福祉法第48条の規定は、児童が教護院に在籍したことを将来にわたって証明する等、児童に不利益を与えるおそれもあるため、入所児童が学校教育を受けられるような方向で引き続き検討すること。

なお、検討にあたっては、教護院における福祉と教育との一体的な処遇が図られるよう、文部省との綿密な調整に努めること。